ト　随時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額		
チ　随時贈与報告基準期間において当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと		
	当該経営承継受贈者が特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した日	
イ　随時贈与報告基準期間における代表者の氏名		
ロ　当該随時贈与報告基準日において常時使用する従業員の数		
ハ　随時贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数		
ニ　随時贈与報告基準期間において当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと		
ホ　随時贈与報告基準期間において当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと		
ヘ　随時贈与報告基準事業年度において当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと		
ト　随時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額		
チ　随時贈与報告基準期間において当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと		
リ　当該経営承継受贈者が代表者を退任した日		
ヌ　当該経営承継受贈者が第九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと		
	三　当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九条第四項各号のいずれかに該当するに至ったことに限る。）において、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の認定に係る贈与（以下「特別贈与」という。）をしたとき	

第十二条第六項中「前項ただし書」を「前項の表の第二号及び第三号」に改め、「書類」の下に「（前項の表の第三号の報告をする場合にあっては経営承継受贈者が第九条第四項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）」を加え、同条第七項を次のように改める。

7　第三項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「随時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

一　第九条第三項各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当したとき（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）	第九条第三項各号のいずれかに該当した日	第九条第三項各号のいずれかに該当したこと
二　当該経営承継相続人が死亡したとき	当該経営承継相続人が死亡した日	当該経営承継相続人が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）
		イ　随時相続報告基準日（当該随時相続報告基準日の翌日から当該随時相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名
		ロ　当該随時相続報告基準日において常時使用する従業員の数
		ハ　随時相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
		ニ　随時相続報告基準期間において当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと
		ホ　随時相続報告基準期間において当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと
		ヘ　随時相続報告基準事業年度（当該随時相続報告基準日の直前の事業年度から当該随時相続報告基準日の属する事業年度までの各事業年度（以下この項において「事業年度」という。）をいう。）において当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと
		ト　随時相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額
		チ　随時相続報告基準期間において当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと